

大綱・地域計画の策定等に係る指針に関する作業部会の設置について

平成30年7月13日
文化審議会文化財分科会
企画調査会決定

1. 趣旨

「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成30年法律第42号)を踏まえ、同法に基づく文化財保存活用大綱(以下「大綱」という。)や文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)の策定に係る指針の作成に向けて、専門的な観点から検討を行うため、文化審議会文化財分科会企画調査会の下に大綱・地域計画の策定等に係る指針に関する作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

2. 検討事項

指針の策定に向けて主に以下の事項について検討を行う。

- (1) 大綱の記載事項や策定に当たっての留意事項等
- (2) 地域計画の具体的な記載事項や作成に当たっての留意事項等
- (3) 文化財保存活用支援団体の指定に当たっての留意事項等
- (4) その他

3. 組織

- (1) 作業部会の委員は企画調査会会長が指名する。
- (2) 作業部会に座長を置き、作業部会委員の互選により選任する。
- (3) 作業部会は、検討事項に関する審議状況を企画調査会に報告するものとする。
- (4) このほか、作業部会の運営に関して必要な事項は座長が定める。